

城里町過疎地域持続的発展計画（案）

（令和3年度～令和7年度）

茨城県東茨城郡城里町

はじめに

1. 趣旨

平成17年2月1日に、東茨城郡常北町、同郡桂村、西茨城郡七会村が合併し、城里町が誕生しました。これに伴い、過疎地域自立促進特別措置法第2条の規定により、過疎地域として指定されていた旧七会村の区域については、合併後も同法第33条第2項の規定により、一部過疎地域として同法が適用されました。

本計画は、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行により、引き続き旧七会村の区域が一部過疎地域として指定されたことに伴い、同法第8条の規定に基づき定めるものです。

2. 対象地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条第1項の規定により、一部過疎地域とされた旧七会村の区域を対象とします。

目 次

1	基本的な事項	1
(1)	城里町の概況	1
ア	自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
イ	過疎の状況	4
ウ	社会経済的発展の方向	4
(2)	人口及び産業の推移と動向	5
ア	人口の推移と動向	5
イ	産業の推移と動向	8
(3)	行財政の状況	9
ア	行政の状況	9
イ	財政の状況	10
ウ	主要公共施設等の整備状況	12
(4)	地域の持続的発展の基本方針	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	13
(7)	計画期間	13
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	14
3	産業の振興	15
4	地域における情報化	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保	19
6	生活環境の整備	22
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	25
8	医療の確保	27
9	教育の振興	28

1 0	集落の整備	30
1 1	地域文化の振興等	31
1 2	再生可能エネルギーの利用の推進	32

1 基本的な事項

(1) 城里町の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(自然的条件)

本町は、茨城県の西北部に位置し、南は水戸市、笠間市に接し、東は那珂市、常陸大宮市と那珂川で境し、西は栃木県茂木町に接している。

地形的には、東部側の沖積平野地帯と中西部の八溝山系南端部の標高 200m 前後の丘陵地帯に分かれ、東部に那珂川、中西部に那珂川の支流である藤井川をはじめとする多くの河川が流れている。

地勢は、東西に約 19 キロメートル、南北に約 13 キロメートルに及び、総面積は 161.80 平方キロメートルで、全体の約 62 パーセントを森林が占めている。

年間平均気温は、13.4℃、年間降水量は 1,354mm 前後、降雪は年数回程度と少なく過ごしやすい地域である。

七会地区は、町の西部に位置し、県都水戸市から 25 キロメートル、笠間市より 8 キロメートル圏内、南に笠間市、東に水戸市・(旧常北町)、北に常陸大宮市、西に栃木県茂木町に接している。

地勢は、東西に 8 キロメートル、南北に 10.5 キロメートル、総面積 63.04 平方キロメートルを有し、周囲は八溝山系が走り、鶏足山 (430.5m)、花香月山 (378.2m)、八瓶山 (344.5m)、高取山 (355.9m)、高田山 (255.4m) 等の山岳によって囲まれている。

河川は藤井川、塩子川、涸沼川が西から東へ流れており、いずれも最上流部である。

(歴史的条件)

本町は、明治 22 年の市町村制施行時に、石塚村、小松村、西郷村、坪村、岩船村、沢山村、七会村の 7 村に分かれていた。大正 8 年に石塚村が町制を施行し石塚町となり、昭和 30 年には、石塚町と小松村、西郷村が合併し常北町が誕生し、同じく坪村と岩船村、沢山村が合併し桂村が誕生した。

七会地区は、明治 22 年 4 月 1 日の市町村制によって七つの村を合併し七会村となり、平成元年に村制施行 100 周年を迎えた。

平成 17 年 2 月 1 日に常北町と桂村、七会村が合併し城里町が誕生し、平成 27 年に合併 10 周年を迎えた。

(社会的・経済的條件)

本町は県都水戸市に接し、首都圏 100 キロメートル圏内に位置しており、常磐自動車道をはじめとする主要高速道路など交通アクセスに恵まれている。

水戸市から宇都宮市に至る国道 123 号が町内東部を南北に縦断し、主要地方道水戸茂木線、日立笠間線、笠間緒川線、石岡城里線、一般県道阿波山徳蔵線、錫高野石塚線、鶏足山線、鶏足山片庭線、真端水戸線、赤沢茂木線が縦横に走っている。

これらの幹線道路は、山がちな地形から狭隘区間もあり、通過交通の増加に伴い円滑な通行に支障をきたしている箇所もある。

公共交通は、町内全域にデマンド交通「ふれあいタクシー」の運行や民間路線バスによる町内各地域と常陸大宮市（旧御前山村地区）、水戸市を結ぶ運行があるが、乗

客数の減少などが課題である。

経済交流圏は、水戸市、常陸大宮市、笠間市、栃木県茂木町とのつながりが深い。

土地利用については、総面積 161.80 平方キロメートルのうち田、畑が 28.65 平方キロメートル（18 パーセント）、山林、原野が 99.79 平方キロメートル（62 パーセント）、宅地 7.18 平方キロメートル（4 パーセント）、その他が 26.16 平方キロメートル（16 パーセント）となっている。

町東部側の沖積平野地帯と全体の約 62 パーセントを占める山林原野が西部側にあり、自然環境に恵まれた地域であるが、今後森林の保全など維持機能対策が課題となっている。

七会地区の主要道路は、水戸市より栃木県茂木町に通ずる県道水戸茂木線が東西に走り、東北より南に走る県道阿波山徳蔵線、笠間市より七会地区中央部を南北に走る県道笠間緒川線、両線の合流地点から下赤沢を経て笠間市に至る県道鶏足山線並びに鶏足山片庭線、更に涸沼川沿いに走る県道真端水戸線があり、地区住民の生活道路、産業道路としての役割を果たしている。南部（徳蔵、上・下赤沢、真端、大綱）は笠間市と県道笠間緒川線を通じ深いかかわりをもち、東部（小勝）は常北地区と、北部（塩子）は栃木県茂木町と県道水戸茂木線を通じ旧来から日常生活に深くかかわりつつ発展してきたが、自動車の普及とともに生活体系も変化し、水戸市方面に生活圏が拡大してきている。

また、水戸北スマートインターチェンジの供用開始や七会地区の南東部を通過する通称「ビーライン」や笠間市を通過する北関東自動車道などの交通網が整備され、隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」などレジャー施設により大きな影響を受けている。このため、恵まれた自然環境と立地条件を活かしていくことにより基幹産業である農林業の充実を図るとともに、観光レクリエーション基地として整備を進めていくことが充分可能な条件を有している。

七会地区の主産業は農業で、米、施設園芸、特産林産物などがあるが、経営耕地面積も少なく、労働力が他産業に移行し高齢化と後継者不足が懸案となっている。

そのようななか、城里町ブランド推奨品である「ななかいの里コシヒカリ」が、お米日本一コンテストで最優秀賞を受賞するなど、特産品としての価値を高め、他農産物の広い普及を町内外に図っている。

施設として物産センター「山桜」があり、町内外の利用客がある。

また、平成 30 年 2 月には、廃校となった「旧七会中学校」の跡地を利用し、役場支所・公民館機能と、Jリーグチーム「水戸ホーリホック」のクラブハウス及び練習場を融合させた「城里町七会町民センター」を開設した。同施設は「アツマーレ」の愛称で全国的に有名な施設となっている。

【市町村合併に伴う新町（城里町）と各旧町村の位置】

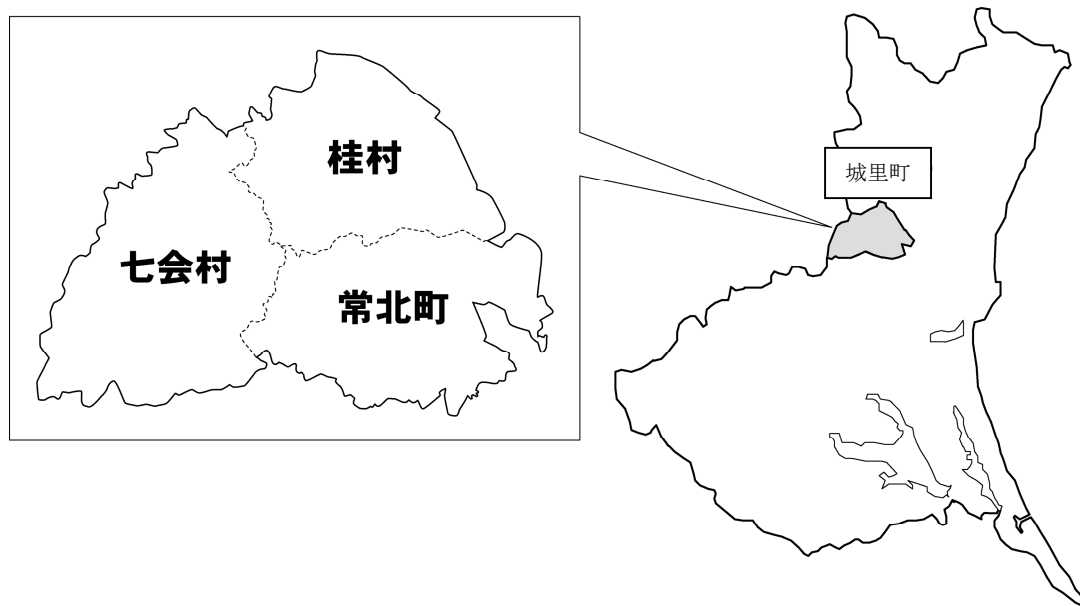


表 1 - 1 地目別土地の推移（城里町）

年度 地目	昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)
田	12,748	7.9	12,966	8	12,862	7.9	12,648	7.8	12,517	7.7
畑	19,147	11.9	18,654	11.5	17,976	11.1	17,185	10.6	16,747	10.4
宅地	5,023	3.1	5,560	3.4	6,007	3.7	6,599	4.1	6,948	4.3
山林・原野	99,384	61.6	103,679	64	94,525	58.3	93,158	57.6	100,810	62.3
その他	25,018	15.5	21,251	13.1	30,740	19	32,140	19.9	24,708	15.3
計	161,320	100	162,110	100	162,110	100	161,730	100	161,730	100

年度 地目	平成 22 年度		平成 27 年度		令和 2 年度	
	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)
田	12,400	7.7	12,369	7.6	12,345	7.6
畑	16,585	10.3	16,445	10.2	16,312	10.1
宅地	7,043	4.4	7,142	4.4	7,188	4.4
山林・原野	99,975	61.8	99,878	61.7	99,790	61.7
その他	25,727	15.9	25,966	16.1	26,165	16.2
計	161,730	100	161,800	100	161,800	100

(固定資産概要調査)

表 1 - 2 過疎地域の地目別土地の推移（七会地区：市町村合併まで）

年度 地目	昭和 60 年度		平成 2 年度		平成 7 年度		平成 12 年度		平成 17 年度	
	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)	面積 (千㎡)	構成比 (%)
田	2,655	4.2	2,645	4.2	2,699	4.3	2,651	4.2	2,545	4.0
畑	2,205	3.4	2,151	3.4	1,999	3.2	1,841	2.9	1,625	2.6
宅地	597	0.9	615	1	672	1.1	903	1.4	933	1.5
山林・原野	50,781	79.4	50,815	80.1	49,592	78.2	48,618	77.1	49,060	77.8
その他	7,702	12	7,194	11.3	8,458	13.3	9,027	14.3	8,877	14.1
計	63,940	100	63,420	100	63,420	100	63,040	100	63,040	100

イ 過疎の状況

昭和 30 年代以降の日本経済の高度成長は、農山漁村を中心とする地方の人口を急激に都市部へと吸収する結果をもたらした。本町においても、昭和 35 年には 24,646 人であった人口も、平成 27 年には 19,800 人と 19.6 パーセント減少した。

昭和 45 年に旧七会村が過疎地域対策緊急措置法により、昭和 55 年には旧桂村が過疎地域振興特別措置法によりそれぞれ過疎地域の指定を受け、以来、過疎地域活性化特別措置法、過疎地域自立促進特別措置法を経て現在まで 30 年余にわたり、交通通信体系、教育文化施設、生活環境の整備、医療の確保、産業の振興等過疎対策事業を実施し、地域の活性化と住み良いむらづくりに努めてきた。

旧桂村は、過疎地域自立促進特別措置法の指定期間中に定住促進等が進んだことから、平成 12 年に過疎指定地域からの脱却を図ったところである。

七会地区の人口は、国勢調査で昭和 35 年には 4,029 人であったが、昭和 60 年には 2,795 人となり 25 年間で 1,234 人 (30.6 パーセント) の減少である。昭和 60 年から平成 2 年では 84 人 (3.1 パーセント) の減少、平成 7 年から平成 12 年では 123 人 (4.7 パーセント) の減少、平成 12 年から平成 22 年では 368 人 (14.7 パーセント) の減少、平成 22 年から平成 27 年では 263 人 (12.3 パーセント) の減少で推移している。

若年者の増減率は 15 歳から 29 歳未満が昭和 55 年から昭和 60 年で 23.8 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 11.9 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 3.9 パーセントと減少してきたが、平成 7 年から平成 12 年では 6.5 パーセントと一時的に増加したが、平成 22 年から平成 27 年では 25.6 パーセントの大幅な減少となっている。

65 歳以上の高齢者増減率で、昭和 55 年から昭和 60 年で 6.4 パーセント、昭和 60 年から平成 2 年で 13.1 パーセント、平成 2 年から平成 7 年で 24.1 パーセントとなってきたが、平成 7 年から平成 12 年では 5.4 パーセントと若干の伸びとなり、平成 12 年から平成 17 年では 2.4 パーセントの減少、平成 17 年から平成 22 年では 5.9 パーセント、平成 22 年から平成 27 年では 0.5 パーセントの減少となっている。

道路網の整備は、生活道路としての町道整備が順調に図られてきた。土地基盤整備についてもほぼ完了し、経営の近代化、合理化が進められた。

教育施設では小中学校とともに統廃合が進み、小学校 1 校となっている。

生活環境では、平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 か年での徳蔵地区への給水事業により未普及地区が解消された。

また、合併処理浄化槽の設置など着々と整備が図られ、基礎的な生活環境の整備は改善されてきた。

産業振興面では、特に観光レクリエーション事業に重点を置き、都市部との交流を通して地場産業の育成に努めてきている。平成 16 年 4 月には物産センター「山桜」がオープンし、賑わいを見せているところである。

しかし、七会地区には安定した就労の場が少ないことや農林業所得の低迷などによる兼業化へ一層拍車がかかり、それに加え主要道路などの交通体系の整備が進むとともに自動車の普及により就労の場の広域化が進んでいる。

ウ 社会経済的発展の方向

本町は、県都水戸市に接し、首都圏 100 キロメートル圏内に位置しており、常磐自動車道水戸インターチェンジに約 10 キロメートル、水戸北スマートインターチェンジに約 8 キロメートル、北関東自動車道友部インターチェンジに約 18 キロメート

ルの距離にある。

水戸市から宇都宮市に至る国道 123 号が町内東部を南北に縦断し、主要地方道 4 路線、一般県道 6 路線が縦横に走っている。

北東部には一級河川的那珂川が流れ、その一帯に水田地帯が開けている。

また、道の駅「かつら」も河川沿いの一角に立地しており、住民に憩いの場をもたらしている。

中西部は、比較的なだらかな丘陵地帯として、都市部との交流を目指した 2 つの総合野外活動センターなどの観光レクリエーション施設の整備を行った。

また、平成 14 年には健康増進施設「ホロルの湯」が完成し、隣接する観光施設である総合野外活動センター「ふれあいの里」を含め、町内外から多くの方の利用を得ている。

七会地区は、森林面積が地区総面積の約 8 割を占めていることもあり、古くから農業を主とした第一次産業が中心となってきたが、経営規模も小さく地理的社会的条件から若者の流出が進み、後継者不足等に至っている。

そのような中、既存施設や地域資源を活用した持続的発展の展望が望まれる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和 35 年に 24,646 人であったが、平成 27 年には 19,800 人となっており、比較すると人口で 4,846 人、率にして 19.6 パーセントの減少となっている。

地区単位で見ると、常北地区では水戸市と隣接しアクセス条件などが良好なことや安価な土地が提供できたことで住宅需要が増え、昭和 60 年以降急激な人口増となった時期もあった。桂地区では、昭和 35 年に 8,785 人であった人口も年々減少し、平成 2 年まで減少が続いてきた。昭和 55 年に過疎地域として指定以来、公共インフラ整備を進める一方住宅整備にも力を注ぎ、平成 7 年からは人口増となり平成 12 年に 7,050 人となり過疎指定地域から脱却したところである。

七会地区は、昭和 25 年の 4,541 人をピークに、昭和 30 年以降の高度成長の中、減少の一途をたどってきた。

人口の減少率をみると表 2-2 で示したように昭和 35 年から昭和 60 年の 25 年間に於いて 30.6 パーセントと高い減少率を示しているが、これは高度経済成長期に若年層が就労の場を求めて都市部へ流出したものである。

昭和 60 年以降は総人口の減少率も鈍化傾向にあるが、若年者層は平成 2 年まで依然として 10 パーセント以上の減少を示し、平成 12 年では若干増加したが、平成 17 年以降は再び減少に転じている。

一方で、高齢者比率が急激な増加をたどっており平成 27 年度では 32.6 パーセントとなっている。

近年は、若年層の減少による少子化が深刻となっており、若者の定住・人口増加対策が課題となっている。

表 2 - 1 人口の推移 (城里町) (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	24,646	22,561	△8.5	21,167	△6.2	20,460	△3.3	20,461	0
0 歳～14 歳	8,690	6,888	△20.7	5,317	△22.8	4,417	△16.9	4,102	△7.1
15 歳～64 歳	13,800	13,454	△2.5	13,443	△0.1	13,368	△0.6	13,407	0.3
うち 15 歳～ 29 歳(a)	4,760	4,320	△9.2	4,392	1.7	4,334	△1.3	4,136	△4.6
65 歳以上 (b)	2,151	2,219	2.9	2,407	8.5	2,675	11.1	2,952	10.4
(a) / 総数 若年者比率	19.3%	19.1%	—	20.7%	—	21.2%	—	20.2%	—
(b) / 総数 高齢者比率	8.7%	9.8%	—	11.4%	—	13.1%	—	14.4%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	20,437	△0.1	20,721	1.4	21,979	6.1	23,007	4.7	22,993	△0.1
0 歳～14 歳	4,008	△2.3	3,703	△7.6	3,872	4.6	3,675	△5.1	3,152	△14.2
15 歳～64 歳	13,253	△1.1	13,190	△0.5	13,476	2.2	14,077	4.5	14,165	0.6
うち 15 歳～ 29 歳(a)	3,595	△13.1	3,469	△3.5	3,598	3.7	3,792	5.4	3,570	△5.9
65 歳以上 (b)	3,176	7.6	3,828	20.5	4,631	21.0	5,255	13.5	5,676	8.0
(a) / 総数 若年者比率	17.6%	—	16.7%	—	16.4%	—	16.5%	—	15.5%	—
(b) / 総数 高齢者比率	15.5%	—	18.5%	—	21.1%	—	22.8%	—	24.7%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	21,491	△6.5	19,800	△7.8
0 歳～14 歳	2,520	△20.0	1,970	△21.8
15 歳～64 歳	12,991	△8.2	11,561	△11.0
うち 15 歳～ 29 歳(a)	2,984	△16.4	2,484	△16.7
65 歳以上 (b)	5,979	5.3	6,260	4.6
(a) / 総数 若年者比率	13.8%	—	12.5%	—
(b) / 総数 高齢者比率	27.8%	—	31.6%	—

※年齢不詳 (9 名) 除く

表 2-2 過疎地域の人口の推移（七会地区）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	4,029	3,469	△13.9	3,159	△8.9	3,015	△4.6	2,892	△4.1
0 歳～14 歳	1,559	1,223	△21.6	895	△26.8	636	△28.9	578	△9.1
15 歳～64 歳	2,153	1,931	△10.3	1,929	△0.1	1,978	2.5	1,890	△4.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	713	534	△25.1	572	△7.1	696	21.6	617	△11.4
65 歳以上 (b)	317	315	△0.6	335	6.3	401	19.7	424	5.7
(a)／総数 若年者比率	17.7%	15.4%	—	18.1%	—	23.1%	—	21.3%	—
(b)／総数 高齢者比率	7.9%	9.1%	—	10.6%	—	13.3%	—	14.7%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	2,795	△3.4	2,711	△3.1	2,621	△3.3	2,498	△4.7	2,351	△5.9
0 歳～14 歳	581	0.5	529	△8.9	488	△7.8	388	△20.5	302	△22.2
15 歳～64 歳	1,763	△6.7	1,672	△5.2	1,500	△10.3	1,443	△3.8	1,398	△3.1
うち 15 歳～ 29 歳(a)	470	△23.8	414	△11.9	398	△3.9	424	6.5	411	△3.1
65 歳以上 (b)	451	6.4	510	13.1	633	24.1	667	5.4	651	△2.4
(a)／総数 若年者比率	16.8%	—	15.3%	—	15.2%	—	17.0%	—	17.5%	—
(b)／総数 高齢者比率	16.1%	—	18.8%	—	24.2%	—	26.7%	—	27.7%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数(人)	増減率 (%)	実数(人)	増減率 (%)
総 数	2,130	△9.4	1,867	△12.3
0 歳～14 歳	233	△22.8	172	△26.1
15 歳～64 歳	1,285	△8.0	1,086	△15.4
うち 15 歳～ 29 歳(a)	332	△19.2	247	△25.6
65 歳以上 (b)	612	△5.9	609	△0.5
(a)／総数 若年者比率	15.5%	—	13.2%	—
(b)／総数 高齢者比率	28.7%	—	32.6%	—

表 3 人口の見通し（城里町）（城里町人口ビジョン）

	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
将来人口	18,456 人	17,818 人	17,357 人	17,055 人

イ 産業の推移と動向

本町の産業構造（産業分野別就業者数）は、平成 27 年の国勢調査で、第一次産業が 11.3 パーセント、第二次産業 24.8 パーセント、第三次産業が 63.9 パーセントとなっている。

七会地区の産業構造をみると、昭和 35 年では第一次産業就業人口比率が最も高く 80.5 パーセントを占める農林業主体の社会であったが、昭和 60 年には第一次産業の割合が 37.3 パーセント、第二次産業が 29.6 パーセント、第三次産業が 33.0 パーセントとなっており、平成 2 年には第三次産業の割合が 41.1 パーセント、平成 12 年 48.8 パーセント、平成 17 年 52.3 パーセント、平成 27 年には 55.4 パーセントと増加の一途をたどり第三次産業への移行が顕著となってきている。

このように基幹産業であった農林業主体の第一次産業が大きく後退した要因には農林業を取り巻く諸条件や零細な経営規模であるため将来展望が望めず農業離れが進行し、安定した就業の場を求め、第三次産業へ移行した経緯がある。

若年層においては、交通体系の整備により水戸市をはじめ近隣市町村への通勤者が増えており、この傾向は今後も続くものと思われる。

表 4-1 産業別人口の推移（城里町）（国勢調査）

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 12,848		人 11,514	% △10.4	人 10,758	% △6.6	人 11,340	% 5.4	人 11,665	% 2.9
第一次産業 就業人口比率	63.6%		66.0%	—	61.5%	—	46.9%	—	39.6%	—
第二次産業 就業人口比率	7.0%		9.7%	—	16.7%	—	18.6%	—	22.4%	—
第三次産業 就業人口比率	19.4%		24.3%	—	21.7%	—	34.5%	—	38.1%	—

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,563	% △0.1	人 11,669	% 0.1	人 11,915	% 2.1	人 12,136	% 1.7	人 11,942	% △1.6
第一次産業 就業人口比率	35.2%	—	28.4%	—	22.9%	—	16.9%	—	15.4%	—
第二次産業 就業人口比率	25.1%	—	27.2%	—	28.3%	—	29.4%	—	26.5%	—
第三次産業 就業人口比率	39.7%	—	44.4%	—	48.8%	—	53.7%	—	57.5%	—

区 分	平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 10,580	% △11.4	人 10,393	% △1.7
第一次産業 就業人口比率	10.9%	—	11.3%	—
第二次産業 就業人口比率	25.5%	—	24.8%	—
第三次産業 就業人口比率	63.6%	—	63.9%	—

表4-2 過疎地域の産業別人口の推移（七会地区）（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 2,083		人 1,653	% △20.6	人 1,706	% 3.2	人 1,717	% 0.6	人 1,704	% △6.0
第一次産業 就業人口比率	80.5%		76.7%	—	59.4%	—	45.6%	—	42.0%	—
第二次産業 就業人口比率	8.9%		8.5%	—	21.9%	—	26.0%	—	27.3%	—
第三次産業 就業人口比率	10.6%		14.8%	—	18.7%	—	28.4%	—	30.7%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,602	% △6.0	人 1,521	% △5.1	人 1,361	% △10.5	人 1,307	% △4.0	人 1,247	% △4.6
第一次産業 就業人口比率	37.3%	—	31.0%	—	29.6%	—	23.6%	—	20.7%	—
第二次産業 就業人口比率	29.6%	—	27.9%	—	25.5%	—	27.6%	—	27%	—
第三次産業 就業人口比率	33.0%	—	41.1%	—	44.9%	—	48.8%	—	52.3%	—

区 分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 1,077	% △13.6	人 1,031	% △4.2
第一次産業 就業人口比率	17.6%	—	20.9%	—
第二次産業 就業人口比率	25.7%	—	23.7%	—
第三次産業 就業人口比率	56.6%	—	55.4%	—

（3）行財政の状況

ア 行政の状況

社会経済情勢の大きな変化や住民ニーズの多様化に伴い、地方行政を取り巻く環境がますます厳しさを増している中で、従来型の行政スタイルではさまざまな課題に対応できない状況となってきた。

加えて、地方は少子高齢化や行政需要の多様化に伴い、行政ニーズへの対応も多種多様となっている。

また、地方分権改革（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）の推進により、今後さらに市町村への権限移譲等が進み、自己決定・自己責任の下での市町村体制が強く求められており、市町村の行政能力の充実が急務となっている。

これら市町村を取り巻く環境を整えるために、常北町・桂村・七会村は平成14年度から合併協議を進め、平成17年2月1日に合併し城里町となった。

今後、新町としての一体性を早急に確立し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るとともに、効率性・独自性ある自治体の基盤を強化し、安心で安全なまちとしての行政サービスを推し進めていくものとする。

イ 財政の状況

本町は、自然的・社会的条件などの類似した地域性や共通課題をもった隣接町村が合併し広範囲な行政区域となり、中心部と平坦な農業地域、山間地域における行政需要が増大すると思われる、財政的にも極めて厳しい状況となっている。

(表5-1、表5-2参照)

自主財源の根幹を成す町税収入は低い状況であり、普通交付税、地方債等の依存財源に大きく依存する極めて脆弱な財政構造である。今後は、人口減少により財源確保は一層厳しい状況となることが予測される。

歳出面では、行政のスリム化に努めているものの、扶助費等の義務的経費が増加傾向にあることに加え、少子高齢化社会の急速な進行など、社会情勢の変化に対応した施策が喫緊の課題であり、多額の財政需要が見込まれていることから、将来にわたり収支のバランスのとれた財政構造を構築しながら政策の着実な実現、状況に応じた適切な対応を図り、前例にとらわれず事業内容や事業実施主体の見直し等、全ての経費において削減を行っていかねばならない。

今後、ますます多様化する住民の要請に応え、安定的な発展を図るために、歳出の節減合理化を進め必要な財源の安定的な確保に努めなければならない。

表5-1 市町村の財政の状況 (城里町) 単位：千円

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	10,356,315	10,293,751	11,040,219
一般財源	6,868,041	6,919,659	7,036,660
国庫支出金	1,115,421	864,232	1,099,754
都道府県支出金	459,059	698,375	657,882
地方債	1,029,940	650,660	954,427
うち過疎債	0	45,700	27,400
その他	883,854	1,160,825	1,291,496
歳出総額 B	9,736,276	9,501,564	9,471,883
義務的経費	4,048,426	4,046,084	3,675,921
投資的経費	1,362,974	1,289,620	1,457,690
うち普通建設事業	1,331,256	1,210,553	1,331,612
その他	4,324,876	4,165,860	4,338,272
過疎対策事業費	0	45,886	34,318
歳入歳出差引額 C (A-B)	620,039	792,187	1,568,336
翌年度へ繰越すべき財源 D	574,352	401,377	1,157,490
実質収支 C-D	45,687	390,810	410,846
財政力指数	0.40	0.38	0.37
公債費負担比率 %	17.2	15.7	9.9
実質公債費比率 %	16.1	12.4	10.3
起債制限比率 %	-	-	-
経常収支比率 %	84.7	85.9	89.8
将来負担比率	138.0	75.2	59.6
地方債現在高	11,871,384	10,491,890	10,571,456

表5-2 市町村の財政の状況

(七会地区：市町村合併前)

単位：千円

区 分	平成 12 年度	平成 15 年度
歳入総額 A	2,220,590	2,082,693
一般財源	1,483,974	1,171,841
国庫支出金	98,647	83,633
都道府県支出金	122,315	156,866
地方債	259,755	349,300
うち過疎債	231,000	184,700
その他	255,899	321,053
歳出総額 B	2,166,987	2,042,807
義務的経費	871,845	891,662
投資的経費	615,286	476,579
うち普通建設事業	572,799	476,579
その他	679,856	674,566
過疎対策事業費	348,127	367,856
歳入歳出差引額 C (A-B)	53,603	39,886
翌年度へ繰越すべき財源 D	52	16,696
実質収支 C-D	53,551	23,190
財政力指数	0.29	0.28
公債費負担比率 %	19.6	21.7
起債制限比率 %	10.9	11.7
経常収支比率 %	88.2	91.1
地方債現在高	2,633,571	2,719,432

ウ 主要公共施設等の整備状況

本町の主要公共施設の整備状況は、表6のとおりである。

七会地区は、これまで過疎地域として年次計画により順次進めてきたところであり、全般的に整備され行政効果を高めてきたところである。

医療面では、医師2人体制(歯科医含む)をとり、診療体制の充実が図れてきている。

また、教育面では少子化等により、年々児童生徒数が減少し、小中学校ともに統廃合が進み、小学校1校のみとなっている。

表6 主要公共施設等の整備状況 (城里町)

区 分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	平成25年度末	令和元年度末
町道 (m)	—	—	744,255	747,989	800,104	803,012	804,096
改良率 (%)	—	—	21.0	28.2	30.7	31.3	31.6
舗装率 (%)	—	—	35.1	43.2	47.8	48.6	48.7
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	—	7.9	—	—	—
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	—	1.7	1.7	1.2	1.2
水道普及率 (%)	27.1	72.8	81.9	91.0	97.5	99.0	99.1
水洗化率 (%)	—	—	—	32.7	59.0	73.1	79.7
病院、診療所の病床数 (床)	275	277	277	277	228	144	50
小学校 (校)	11	11	10	10	10	5	5
危険校舎面積比率 (%)	—	12.9	0.1	—	—	—	—
中学校 (校)	3	3	3	3	3	3	2
危険校舎面積比率 (%)	—	—	—	—	—	—	—

(地方財政状況調)

(4) 地域の持続的発展のための基本方針

本町の過疎地域は、旧七会村が昭和45年に、昭和55年に旧桂村が過疎地域に指定されて以来、30年余にわたり過疎脱却、生活基盤の整備を目指し過疎対策事業を積極的に実施してきた。その結果、基礎的な公共施設の整備をはじめ産業の基盤整備などにより、生活環境は全般的に効果をあげてきた。旧桂村においては、定住促進等により人口増加が図られ、過疎地域自立促進特別措置法施行時に過疎地域からの脱却を図ったところである。

しかしながら、七会地区では引き続き過疎地域の指定を受け、地理的、社会的諸条件から人口の減少には歯止めがかからず、少子高齢化が依然として進行しており、後継者不足や産業の振興、教育面などに支障を来すようになってきていることから、現況に即した有効な施策が急務となっている。

城里町第2次総合計画(以下「町総合計画」という。)では、七会地区を自然環境ゾーンとして位置づけ、恵まれた自然環境や地域資源を活かしながら、住民と訪問者の交流事業を通したまちづくりを展開することとしている。

七会地区は、大規模な墓地公園や隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」で開催される国際的なレースにより、首都圏からの来訪者が増えてきており、新たな交流事業としての振興策を進めているところである。

今後は更に地域の特性を活かし、産業の振興、観光施設等の整備、光ファイバ網による情報通信媒体活用による活力ある地域づくりを展開していくこととする。

また、主要道路の整備に伴い交通体系も整いつつあり、水戸市や笠間市、栃木県などへの通勤も可能となっていており、今後は広域的な連携強化も図る必要がある。

このため、町総合計画によるまちの将来像や次のような基本方針に基づき、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上を図る。

1 まちの将来像

『人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち』

2 基本方針

- ・町民・企業と行政の協働に基づき、戦略的な視点の持続的発展を推進
- ・「環境」「景観」「歴史・文化」を重視した、生活・産業基盤が確立・発展できる住みよい地域の形成
- ・地域がこれまでに培ってきた地域コミュニティを基調としながら、地方自治の本旨である一体感のある住民自治を目指した地域活力の更なる向上

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

(城里町人口ビジョンより)

	2025年	2030年	2035年	2040年
人口	18,456人	17,818人	17,357人	17,055人
出生率	1.64	1.78	1.93	2.07
社会増減	(転出人口の抑制) 2040年までに20歳代未満40%、20歳代60%、30歳代40%、40歳代50% 50歳代10%、60歳代10%の抑制 (転入人口の増加) 2040年までに全世帯の転入数が10%増加			

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価に関し、令和5年度に中間評価、また最終年度に評価を行う。

評価方法は、庁内所管課等による内部評価と、地域の代表である区長へのアンケート実施等を図る。

また、そこで得られた内容について、町ホームページ等を通じ周知を図る。

(7) 計画期間

この計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画については、城里町公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）における公共施設の管理における基本的な考え方を踏まえて、次に掲げる総合管理計画の基本方針と本計画に記載される公共施設等の整備が総合管理計画に適合されることを前提として、地域及び施設の特性を考慮した公共施設等の更新、維持管理及び利活用を図る。

- ① 公共施設の総量を減らす。
- ② 公共施設等の長寿命化を推進する。
- ③ 公共施設の再編・有効活用を促す。
- ④ 管理サイクルの強化体制を図る。
- ⑤ 各施設のコスト縮減努力を行う。
- ⑥ 持続可能に投資的経費を平準化する。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少や少子高齢化の社会情勢への対策として、移住・定住を促進するため小勝地区での「お試し住宅」の整備、都心部向けの移住促進のためのPRパンフレットの作成やツアー催行を行った。また、都市交流事業による都心部住民との交流を図っている。

地域おこし協力隊員による移住などの実績はあるが、即効性のある効果には至っていない。

(2) その対策

- ① 移住等を検討している者に対して、町の風土及び町内での日常生活を体験してもらうお試し住宅の活用により移住・定住の促進を図る。
- ② 地域おこし協力隊の採用により、地域の活性化の促進及び将来への定住を図る。
- ③ 都心部住民を対象とした体験ツアーの開催や、観光物産でのイベント等を活かした都市交流の促進を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2)地域間交流	山村ふれあい交流事業	町	交流人口の増加による移住・定住の促進を図る。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

七会地区の農家数は年々減少しており、平成 22 年から平成 27 年では、それぞれ 141 戸 (37.0 パーセント) 減少している。

営農形態は、米を中心として野菜、茶、しいたけ、畜産、果樹などの複合形態が多いが、農業を取り巻く環境は農産物の価格の低迷や輸入農産物との競合、さらには負債償還などが農業経済を圧迫している。加え農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など生産構造の脆弱化が進んでいる。

このため、農地の流動化や耕作放棄地対策、担い手の育成、販路体制など引き続き取り組む課題が山積している。

また、畜産業においても生産者の高齢化、後継者不足、輸入自由化など農業と同様にさまざまな問題がある。

◎経営耕地面積

区 分 年 度	農家戸数 (戸)	経営耕地 面 積 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	樹園地 (ha)	一戸当りの 耕地面積 (a)
昭和 45 年度	546	502.1	274.5	208.9	18.7	92
昭和 50 年度	515	435.1	255.1	143.9	36.1	85
昭和 55 年度	502	406.7	254.5	114.5	37.7	81
昭和 60 年度	482	396.3	254.5	106.1	35.7	81
平成 2 年度	471	366.1	247.4	86.0	37.6	78
平成 7 年度	444	353.5	240.4	81.5	31.6	80
平成 12 年度	425	320.7	237.0	73.0	26.0	76
平成 17 年度	402	296.9	204.4	60.8	15.4	74
平成 22 年度	381	283.4	194.5	55.0	16.2	74
平成 27 年度	240	230.0	167.0	54.0	9.0	95

(農林業センサス)

イ 林 業

七会地区の山林面積は総面積の約 8 割近くを占め、その保全管理を含め林業は重要な産業となる。

昭和 45 年以降は林業構造改善事業を実施し、林内路網の整備や特用林産物のしいたけ栽培に取り組んできた。近年では、おがくず等を利用した菌床栽培による舞茸、なめこなどの栽培も行われている。

一方、国土保全や水源涵養、自然環境保全など森林機能を発揮していくことも求められており、森林環境譲与税事業を積極的に活用し、間伐・枝打ち及び作業道整備により森林環境整備など一層の有効活用を図っていく必要がある。

ウ 商 業

七会地区住民の生活を支える商店等は、人口の減少や情報化・車社会の進展などにより商業圏が拡大し、販売額の減少などにより閉店になった店もあり、商業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

また、商業を支える事業所も減少傾向である。

こうした中で賑わいを見せる物産センター「山桜」や隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」への通過交通者に対応した沿道サービスや地域資源の開発による新たな展開が望まれている。

◎商業の概況（経済センサス活動調査調）

区 分	平成 24 年	平成 28 年
事業所数	80	76

エ 観光レクリエーション

七会地区の代表的な観光施設として、野外活動センター「山びこの郷」が昭和 59 年にオープンし、指定管理者の「城里町開発公社」が管理運営を行っていたが、宿泊施設の中止、体験施設の老朽化等に伴い、七会町民センターへ機能が集約された。跡地は、民間事業者が利活用等をしている。

また、町最高峰の鶏足山への駐車場整備などに伴う登山客への増加などにより、登山客をターゲットとした観光政策の展開等が期待される。

オ 企業誘致

農業が主な産業であったが、高齢化により農業の担い手不足となっている。地域の雇用の場としては、ゴルフ場等があるが、大きな雇用創出には至っていない。

雇用の確保と地域の活性化を図るため、企業誘致に取り組んでいるが、景気の低迷等により、企業の誘致には結びついていない。

(2) その対策

ア 農 業

- ① 農地の流動化の促進、耕作放棄地対策の推進を図る中で、消費者ニーズに沿った中核農家の育成と生産性の向上を図る。
- ② 認定農業者の支援や担い手の育成を図りながら農村環境の整備を推進する。
- ③ 地域間交流の推進と農産物の安定的な供給体制を図る。
- ④ 鳥獣害を防ぐ環境づくりや、捕獲を実施し農作物の鳥獣による被害の軽減を図る。捕獲に関する担い手確保のため、狩猟免許の取得促進・奨励を進めるとともに捕獲鳥獣の利活用を検討する。具体的には、ジビエ肉の利用拡大及び皮革製品の商品化などに取り組む。
- ⑤ ななかいの里コシヒカリ等、城里町ブランド推奨品の PR や販売促進に努める。
- ⑥ 畜産業については、厳しい現状の中ではあるが関係団体間の連携を密にし、経営の安定化、管理技術の向上等に努めていく。

イ 林 業

- ① 森林整備計画に基づき森林環境譲与税事業を積極的に活用し、森林の有する公益的機能の維持育成及び森林の健全化を図るため、間伐及び保育を促進する。

- ② 特用林産物としてのしいたけ・なめこ・舞茸栽培等については、原発事故により原木の確保が難しくなっており、栽培基準に該当する原木の確保と風評被害の払拭、販路拡大、品質の向上に努める。

ウ 商業

- ① 商工業振興については、商工会等と協働し、物産センター「山桜」や隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」への通過交通者をターゲットにした新たな商業サービスなどを展開することで商業基盤の充実を図っていく。
- ② 城里町ブランド推奨品の積極的な販売促進活動及び啓発を行い、地域産業や町のブランドイメージアップを図る。

エ 観光レクリエーション

- ① 観光レクリエーションは、地域経済や地域社会の活性化に重要な役割を果たすことから、物産センター「山桜」などを交流拠点とすることで、ソフト面の事業の展開を図っていく。
- また、七会町民センター周辺における民間事業者との連携も模索する。
- ② 近年の健康志向ブームにより、ウォーキングやハイキングが盛んとなり、城里町最高峰の鶏足山への登山客が増えている。登山客をターゲットとした観光政策の展開を図る。

オ 企業誘致

- ① 民間による住宅整備を推進し、町外からの定住促進に努め、公有地売却や優良な不動産を活用したIT企業（サテライトオフィス）の誘致を図る。
- ② 用地の造成等、誘致場所の確保を行い、高齢者社会に対応した福祉施設や自然を活かした研究開発施設等を誘致し、雇用促進に繋がる産業の活性化を図る。

カ その他（他市町村等との連携）

過疎指定地域を有する茨城県下市町において構成している「全国過疎地域連盟茨城県支部」にて他市町との相互間の緻密な連絡提携による過疎対策事業の充実強化を図っているため、今後も同組織を通じた他市町との連携等により、過疎地域における産業経済の発展振興等を図る。

（3）事業計画（令和3年度～令和7年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1)基盤整備 農業	中山間地域等直接支払 交付金事業	町	基幹産業である農業、 林業の振興 を図る。
	(1)基盤整備 林業	森林経営管理意向調査	町	
	(1)基盤整備 林業	森林環境譲与税基金 森林整備	町	
	(4)地場産業の 振興 加工施設	鳥獣被害対策 処理加工施設等の整備	町	

(4) 産業振興促進事業

産業の振興を図るため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第23条及び同法第24条に定められた振興すべき地域及び振興すべき業種を下記のものとし、上記の(2)その対策及び(3)事業計画のとおり、産業の振興への促進を図る。

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
旧七会村全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

産業振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

情報インフラの整備として、住民と行政が多様で豊かな情報を相互に利活用していくため平成16年度に光ファイバ網整備を図り、地域情報ネットワークを構築した。

インターネット、広報事業、緊急時等の連絡手段として活用しているが、機器の老朽化や技術の飛躍的進歩があり、時代に合わせた高度化した通信システム等の導入が必要である。

(2) その対策

高度情報化に対応した通信システム等の設置並びに利活用を図り、充実した行政・地域情報ネットワークの形成を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における 情報化	(2)過疎地域持 続的発展特別 事業・情報化	光ファイバ網整備 高度化更新事業	町	情報インフラの 高度化により、時 代に合った情報 ネットワークの 形成を図る。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

七会地区の道路網は、県道については中央部を南北に貫く笠間緒川線、東西に走る水戸茂木線をはじめ7路線があり、町道は182の路線がある。これらの道路等の整備改良は例年進んでおり、特にさくらトンネルの開通により笠間方面への交通アクセスは飛躍的に向上し、また、広域的な幹線道路としても役割が期待される広域営農団地農道（ビーライン）の整備も平成15年度に笠間市まで供用開始された。しかし、幅員が狭い箇所もまだ残されており、今後も必要な改良等が望まれている。

町道は、1・2級道路は15路線、その他町道が167路線あり、これらの改良は順次行われているが、主要な道路や県道との接続部分、他市町との連絡道路などは早急な改良が望まれている道路もある。

さらには、小勝地内の墓地公園や、隣接する茂木町の「ツインリンクもてぎ」の交通量の増加もあり、日常生活にも支障を来しつつある道路環境への対応のための改善等も必要である。

◎七会地区内の町道整備状況

(令和3年3月31日現在)

区分 所管別	実延長	改良済 延長	改良率	舗装済 延長	舗装率	路線数
町道	108,146m	58,962m	54.5%	71,136m	65.8%	182

(都市建設課調)

イ 地域公共交通

七会地区には(株)茨城交通による路線バス(常北・七会線)があるが、地区内外の移動は自家用車を利用する者が大半である。

しかし、特に七会中学校が廃校となったことにより、常北中学校へ通う生徒や高校生、高齢者等にとって不可欠な交通手段であり、今後も確保していかなければならない。

(2) その対策

ア 道路

- ① 七会地区内交通の軸となる県道(笠間緒川線、阿波山徳蔵線等)の改良促進並びに町道等の地域間の交流ルートの強化を図る。
- ② 地域間の連絡道とする栃越線・こび山線の整備を推進する。
- ③ 町道整備については、生活道路としての集落間内連絡道路及び公共施設の利便性を中心に計画的に進める。

イ 地域公共交通

- ① 地域住民にとって必要な公共交通手段として、路線バスの維持確保に努め、デマンド交通「ふれあいタクシー」の積極的な利活用を推進し、必要な補助を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 施設の整備、 交通手段の確保	(1)市町村道 道路	栃越線(改良) L 850m W 5.0m	町	上赤沢
		道木橋青梅線(改良) L 1,295m W 5.0m	町	塩子
		こび山線(改良) L 2,130m W 5.5m	町	小勝・ 塩子
		押寄木・大峰線(改良) L 2,000m W 5.0m	町	大網
		中妻線(改良) L 374m W 4.0m	町	下赤沢

		真端線（改良） L 1,000m W 5.0m	町	真端
		50号線（舗装） L 300m W 3.0m	町	小勝
		46号線（舗装） L 280m W 3.5m	町	小勝
		54号線（舗装） L 240m W 4.0m	町	塩子
		13号線（舗装） L 980m W 3.5m	町	塩子
	(9)過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	路線バス運行補助	町	地域公共交 通の確保

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の整備、交通手段の確保については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 水道施設

七会地区の水道施設は、塩子地区簡易水道施設が平成4年度から平成7年度までの4か年事業で進められ、平成8年5月に塩子地区全域（一部小勝地区含む）に飲料水供給が開始されている。

未普及地区（対象人口1,560人）であった徳蔵地区（小勝・徳蔵・真端・大網・上赤沢・下赤沢）についても、平成18年度から平成21年度までの4か年で給水事業を行い解消されている。

平成22年3月に、七会地区簡易水道は事業統合により小松系に編入。

塩子浄水場は、浅井戸による取水のため安定していなかったこともあり、平成23年度から平成25年度の3か年で施行した塩子緊急連絡管工事により、小松浄水場系に統合し、飲料水の安定供給を確保した。

今後は、施設の老朽化・耐震化対策や安定した収益の確保等の持続可能な水道事業の実現が必要である。

イ 環境衛生

七会地区のゴミ及びし尿処理については、町で事業処理している。

し尿については、城里町衛生センターにおいて計画的に処理しているが、近年は河川浄化や衛生面から合併処理浄化槽の設置が増加している。

ゴミ収集についても、城里町環境センターにおいて分別収集しているが、環境への配慮や設備負荷軽減の観点からも、各家庭における排出量の削減などが望まれている。

ウ 消防施設及び緊急体制

七会地区の消防団は昭和22年に非常備消防組織として設置され、地域住民の生命財産を災害から守るため活動をしている。また、消防力の強化を図るため防火貯水槽や消火栓の設置を進めている。

消防団は4分団、89人の団員によって構成されており、平成11年4月に笠間地方広域事務組合に業務の一部を委託していた。その後市町村合併に伴い、平成19年4月からは水戸市消防本部と業務委託をし消防・救急の常備化を図っているが、旧常北地内にある出張所から遠距離となる一部地域への緊急災害時の現場到着所要時間などから、初期消化活動等を担う地元消防団員の確保・維持は重要な課題となっている。

若年層の流出、サラリーマン増加による職住分離の形態により減少している団員の確保を見据えた組織体制の見直しを図る必要がある。

◎消防施設・人員の状況

(各年度 4 月 1 日現在)

年度	区分	消防団		消防ポンプ自動車(台)		小型動力ポンプ積載車(台)	
		分団数	人員(人)	常設	分団	常設	分団
平成 27 年度		4	100	—	5	—	8
平成 28 年度		4	101	—	5	—	8
平成 29 年度		4	96	—	5	—	8
平成 30 年度		4	100	—	5	—	8
令和 元 年度		4	94	—	4	—	4
令和 2 年度		4	96	—	4	—	4
令和 3 年度		4	89	—	4	—	4

(総務課 消防防災現況調査)

エ 公営住宅

七会地区の公営住宅は、定住促進からも重要な対策として小勝地内に 16 戸、塩子地内に 20 戸、徳蔵地内に 8 戸建設され、現在 33 戸 108 人が入居している。

今後も、人口定着と増加を図るため、U・I・J ターンの受け入れを意識し、入居条件の緩和や地域バランスを考慮した住宅環境の維持・整備を図ることが必要である。

(2) その対策

ア 水道施設

- ① 住民生活の向上を実感できる快適な生活環境を確保するうえで重要な施設であることから、施設維持のため老朽化や耐震化対策を推進する。

イ 環境衛生

- ① 生活環境の整備、河川環境の保全のため、合併処理浄化槽の設置を推進し、涸沼流域地区にあつては、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進する。
- ② ゴミの排出量削減のため、資源ごみの分別回収を継続して実施し、リサイクルを図るとともに不法投棄防止に向けた監視体制の強化を図っていく。

ウ 消防施設及び緊急体制

- ① 消防ポンプ車や防火水槽並びに消火栓などの消防施設の充実を図るとともに、団員の確保を推進し組織の体制強化に努める。
- ② 緊急・災害時において、住民に対する迅速で正確な情報提供など、災害情報提供体制の充実・強化を図っていく。

エ 公営住宅

- ① 地域に考慮した定住促進のための公営住宅の維持管理を図る。
- ② 広報活動や内覧会開催などによる入居者募集等の PR を行う。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水道処理施設・その他	合併処理浄化槽設置事業補助	町	国・県・町による補助金交付により、生活環境の向上を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

生活環境の整備区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境

将来の社会を担っていく乳幼児が年々減少してきており、少子化対策や子育て環境の改善が急務となっている。

七会地区では、認定こども園である「ななかいこども園」において保育を実施しており、現在 33 名が入所している。

今後は、保育内容の充実や施設の老朽化に伴う整備等が必要である。

イ 高齢者の保健及び福祉

七会地区の 65 歳以上の人口は平成 27 国勢調査において 609 人と全体の 32.6 パーセントを占め、今後も高齢化が進むと予想される。

平成 12 年 4 月 1 日から介護保険制度がスタートしたことから、要介護者誰もが公平な介護を受けることのできる拠点施設の整備や、在宅介護の支援、デイサービスなど良質な福祉サービスの充実を図っている。

また、高齢者が健康で生きがいのある生活を送るために、高齢者の健康づくり事業を積極的に推進しており、健康事業や健康教育、基本健診、胃がん検診、大腸がん検診などを実施し予防医療に努めているところである。

一方、高齢者の生きがい対策として、75 歳以上の高齢者を招待する「敬老会」、「金婚式」、敬老祝金の支給、一人暮らしの高齢者に対する愛の定期便事業などを実施している。

高年者クラブにおいても趣味・娯楽・教養の向上・スポーツ（クロッケー・輪投げ・ペタンク・グラウンドゴルフ）など、健康を目的とした、各種事業等を実施している。

さらに、世代間の交流を深めるために、三世代による軽スポーツ及び民芸品づくりなどを通して明るい家庭の堅持と生きがい対策に努めている。

今後、高齢人口の増加に伴い、高齢者の社会的役割が重要となってきたことから、地域住民が健康で豊かな生活が営める福祉社会の構築を目指して施策を講じていく必要がある。

◎ななかいこども園（認定こども園）の入園状況

（令和 3 年 3 月 31 日現在）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
幼 児 人 口 （七会地区）	2 人	6 人	6 人	9 人	7 人	3 人	33 人
入所乳幼児数	0 人	3 人	3 人	6 人	9 人	3 人	31 人

※地区外及び町外在住の入園者も含む

(2) その対策

ア 子育て環境

- ① 乳幼児がよりよい環境のなかで健全に保育されることは児童福祉の基本であり、乳幼児期の各種健診、家庭全戸訪問事業の充実を努め、児童の健康・福祉の向上に努める。

- ② 女性の就労と子育てを支援するため、保育所・認定こども園等の整備を図り、保護者の要望に対応できるよう、子育て支援の充実に努める。

イ 高齢者の保健及び福祉

- ① 介護保険制度を円滑に進めるため、保健・医療・福祉の連携による地域ケアシステム推進事業を進めるとともに、ホームヘルプ事業、デイサービス事業、訪問指導、デイケア事業の充実に努める。
- ② 高齢者が生きがいをもって生活を送るために、健康づくり事業や健診を積極的に進め、病気の早期発見や予防に努める。
- ③ 高年者クラブの一層の活性化を図るため、高齢者の地域活動、社会活動を支援する事業を推進する。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(2)認定こども園	公立認定こども園の改修工事	町	子育て支援の充実に努める
	(7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	七会保健福祉センター維持補修整備工事	町	維持補修整備により施設の長寿命化を図る

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

七会地区の医療機関は、国保診療所のみであり、診療所は基幹的な施設として診療及び施設の充実に努め、その役割を果たしてきた。

診療については、勤務常勤医師が1名、歯科医師が1名のほか県立中央病院と連携し、重症患者等に対する医療体制の強化を図っている。

住民の大半は日常医療を診療所に頼っており、地域住民にとって診療所に対する期待は強く、今後も診療・保健・在宅診療など包括的な医療が望まれている。

歯科においては、診療所に併設されており、予約制による治療を行っている。幼児期からの予防意識の高揚を図るとともに、初期治療に対する指導を図っている。

その重要性から、施設や医療機器等の整備を図ってきたが、これらの整備は今後も必要となっている。

(2) その対策

- ① 住民が必要に応じて、医療を受けられるよう、施設の充実やスタッフの確保を図り、早期発見・早期治療・予防など幅広い医療体制の充実を図るとともに運営の健全化に努める。
- ② 第一次医療機関としての機能を維持し、安心して受診できるように医科と歯科に特化した診療棟の改築及び医療機器の更新・施設の整備等を図る。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1)診療施設 診療所 (3)過疎地域持 続的発展特別 事業 自治体病院	超音波画像診断 装置更新	町	安心できる医療体制の充実を図る。

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

医療の確保区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

七会地区は、少子化等により年々児童生徒数が減少したことから、小中学校ともに統廃合が進み、既存の学校は小学校1校のみとなっている。

統廃合により、通学困難となる児童生徒にはスクールバスの運行等の支援を行っているが、多様な解消策を検討し、通学路の利便性を確保するとともに、交通安全対策、防犯対策を図る。

◎小学校の状況

(各年度5月1日現在)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
七会小	78人	6	79人	6	70人	6	65人	6	58人	6
合 計	78人	6	79人	6	70人	6	65人	6	58人	6

◎施設の状況 (令和3年4月1日現在)

区 分	小 学 校
	七会小学校
敷地面積	11,130 m ²
必要面積	2,735 m ²
保有校舎面積	2,002 m ²
教室数	11
屋内運動場面積	0 m ²

イ 生涯学習

多様化する住民ニーズに対応するため、各種の生涯学習（体育）事業を展開している。各地区には集落センターが整備されており生涯学習施設としての活用も図られている。

生涯学習については、『町民が主体となる・生涯学習の展開に努めます』を目標に住民が生涯にわたって学習できる機会や情報の提供を図っている。

各種事業・教室等で参加人員の向上が事業推進上重要である。

ウ 体育施設

社会体育施設については、グラウンド・体育館・クロッケー場等をはじめ、多くのスポーツ団体（体育協会加盟団体・スポーツ少年団・高年者クラブ等）が利用している。

◎施設の状況

区 分	面 積	利 用 種 目 等
塩子運動広場(塩子地内)	15,000 m ²	野球・ソフトボール
下赤沢運動広場 (下赤沢地内)	6,000 m ²	ソフトボール・少年野球
七会体育館 (徳蔵地内)	720 m ²	バレー・バスケットボール・ バドミントン
花山体育館(塩子地内)	640 m ²	バレー・バスケットボール・ バドミントン
クロッケー場(塩子・徳蔵・小勝地内)	2,200 m ²	クロッケー
花山プール(塩子地内)	735 m ²	町民プール
七会町民センター体育館 (小勝地内)	1,641 m ²	各種屋内スポーツ
七会町民センターグラウンド(小勝地内)	15,720 m ²	サッカー・グラウンドゴルフ等
七会町民センタートレーニングルーム (小勝地内)		器具使用によるトレーニング

(2) その対策

ア 学校教育

小学校については、児童数の減少を考慮し、教育環境整備を図っていく。

イ 生涯学習

- ① 生涯学習についての理解を深め、住民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、文化教養を高め得るような環境づくりに努める。
- ② 住民の希望等を検討し、魅力ある事業を展開するとともに、各種のリーダーの養成を図っていく。また、時代に即した学習機器等の整備に努める。

ウ 体育施設

地区運動広場等の利用により、生涯スポーツの振興と体力の向上並びに健康に対する意識の高揚に努める。

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設	七会小学校校舎外壁修繕事業	町	教育環境の向上により、豊かな教育内容を学べることを図る。
		スクールバス運行	町	
		通学費補助	町	
	(3)集会施設、体育施設等	花山体育館耐震診断・耐震補強事業	町	
		七会体育館外壁等修繕事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

教育の振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 集落等整備の方針

七会地区は、集落が7つの旧大字単位で構成され26自治会となっている。平成16年には区長制度を取り入れ8区制となっている。しかし、地域的には地理的条件から集落の整備状況や構成人口に格差が生じており、集落の維持が困難な状況になりつつある。

特に、少子化については深刻となってきており、今後の定住人口対策等が望まれている。

地域住民が生きがいをもって生活を営むには、自治会としての組織形態の存続が必要不可欠であり、今後とも集落の特色、地域住民の意見を反映した環境整備に努め、地区外の方々との交流を通じた活性化を図る必要がある。

イ 住宅

七会地区では、若年層の流出、高齢化等が進行しており、生産力の低下・人口の減少・過疎化傾向に歯止めをかける必要がある。

車社会と道路事情の改善が進むなかで、水戸市・笠間市をはじめとする近隣市町村への通勤が可能であることや、都市部からの用地等の問い合わせがあることから、今後とも定住促進のための公営住宅の維持・整備が必要である。

(2) その対策

ア 集落等整備の方針

地域の連帯性を助長するコミュニティや区長制度の充実、生活道路の緊急整備を核とした生活環境の改善を図っていく。

集落機能の維持・強化のため、地域外の若者等が地域に入り、農作業や集落行事等を手伝う交流事業を促進するとともに、過疎地域持続的発展支援交付金等を活用し、地域の持続的発展を推進する。

イ 住 宅

若い世代の定着と人口増加を図るため、U・I・Jターン者を積極的に受け入れられるよう若年層向けの公営住宅を整備・維持し、入居者募集のPRにより定住を図る。併せて、移住者向けの宅地造成を行う等、定住促進及び集落の活性化を図る。

また、住民が安全及び安心して暮らせるよう、リフォーム等の促進を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

集落の整備区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合性を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 文化財保護

七会地区の文化財の指定は、県指定が5件・町指定が7件と、埋蔵文化財包蔵地が9箇所ある。

文化財保護審査会を中心に貴重な文化遺産の保護・指定を行ってきており、平成16年度に郷土史の編纂整備が図られたところである。

今後の課題としては、文化財の保護活用をもとに、将来にわたり伝え残すべき資料の整理、保護保存をしなければならない。

◎県指定文化財（七会地区）

（令和3年3月31日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
彫 刻	木造 弘法大師像	昭 37. 2.26	徳蔵寺	徳 蔵
〃	両界曼荼羅版木	〃	〃	〃
工 芸 品	礼 盤	〃	〃	〃
〃	銅 鐘	昭 42. 3.30	佛國寺	塩 子
彫 刻	鑄造十一面千手観音菩薩像	昭 42.11.24	〃	〃

◎町指定文化財（七会地区）

（令和3年3月31日現在）

種 別	名 称	指定年月日	管 理 者	所 在 地
名 勝	佛國寺奥ノ院	昭 58. 3.31	佛國寺	塩 子
有形民俗文化財	徳蔵寺の駕籠	〃	徳蔵寺	徳 蔵
建 造 物	徳蔵寺大師堂	平元. 3.15	〃	〃
史 跡	伊藤益荒 伊藤斎宮（水戸天狗党）自刃の碑	昭 58. 3.31	押寄木自治会	小 勝
天然記念物	小勝のかや	平元. 3.15	個人所有	〃
無形民俗文化財	八木節源太おどり	平 10. 4.23	下赤沢民族芸能保存会	下赤沢
彫 刻	木造聖観音菩薩立像	平 15. 5. 2	個人所有	大 網

（2）その対策

ア 文化財保護

文化財の消滅防止と保護活用を図るため、文化財の指定等を行い、住民の文化財保護意識の高揚を図る。

（3）公共施設等総合管理計画との整合

地域文化の振興区分における公共施設等については、総合管理計画に定める基本方針との整合を図りながら、公共施設等の更新、維持管理及び利活用に係る事業を適正に実施する。

1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

（1）現況と問題点

東日本大震災以降、再生可能エネルギーも含めた多様なエネルギー源の活用が求められていることから、太陽光、水力、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入拡大が期待されている。

国の政策などを背景に、太陽光発電施設の設置が多く見られ、メガソーラー施設建設もあった。

しかし、土地開発や山林伐採による自然破壊への懸案、地元住民への生活の影響を伴うことから自然環境への調和と地元住民の理解促進が重要である。

（2）その対策

自然環境への調和や地元住民の理解促進を前提とし、太陽光、水力、風力、バイオマス等の再生可能エネルギーの利活用による、地域資源の有効活用を図る。